

第4回総則検討部会

- 1 と き 平成22年9月22日（水）午後7時～9時
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンターマナビータホール
- 3 出席者 部会長、委員6名、事務局
- 4 協議内容

(1) 前回のふりかえり
次第に基づき説明

(2) ワークショップ

(部会長)

今回は位置付け、体系化、見直し、広域連携についての検討と前文に入れる項目を出していきます。

位置付けは、自治基本条例はどういうものなのか、役割や機能としての位置付けで、「どっちが上か、下か」という話です。自治基本条例は自治体の憲法と言われていますが、憲法は勿論一番上にあり、その下に法があります。しかし、今の法体系では条例の間には上下関係は無いというのが定説ですが、自治基本条例というからには、沢山ある条例の中で、一番基本になる条例ということで、よく最高規範という位置付けであると言われてます。

最高規範であることに対しては、特に異議はないかと思えます。ただ、これを最初に聞いてしまうと、あまり議論することがないことになってしまいますが、なぜ最高と言えるのかということの理由はあるかもしれない。しかし、論点が明確にならないので意見は言いにくいと思えます。

自治基本条例が最高規範であるというためには、何が必要か。議会は過半数で議決されるので、どの条例も同じです。それでも、この自治基本条例を最高規範とみなすために何か仕掛けが必要かどうかについてご意見をいただきます。

(委員)

基本的なことですがこうやってつくったものを議会に通して成立するのですか。

(部会長)

そうです。条例ですから、我々が案をつくって、法律的に問題がないか役所の中の専門部署でチェックして、最終的に市長の判断で修正が入ったりして、議会に提案します。議会での議論でまた修正が入ったり、場合によっては否決されるかもしれません。他市の例でも修正が入ることが多いです。それが議決されたら条例になります。それでいつから施行しますという日を決めます。議決したその日からというものや半年先からというものもあります。ここで議論したことがそのまま議会を通るというわけではないので、そのところはご了承いただきたい。しかし、この委員会で議論したことは、市民のみなさんの思いですから、市長も「これは気に入らんから、あかん。」というふうには多分言えないだろうと思えます。

最初の議論ですが、例えば、自治基本条例だけ3分の2以上の賛成が必要だというふうに括ることも可能だし、住民投票にかけるという意見もあります。ただこの場合、西脇市には住民投票条例がないので、今から住民投票の条例を

つくと1年ぐらい必要となる可能性はありますので、そこまでするかどうかということもあります。

もう一つは市民の方が議論して原案をつくったという意味は非常に重いです。その重さが一番、最高規範性を担保するのではないかという考え方もあり、私もそう思います。確かに、市長が命じて、条例だけつくって、議会に出したら、これは軽いです。そういうものではなくみんなの声を聞く。条文そのものとしては、そんなに変わらないかもしれませんが、やはり議論してできたという重みというのはすごくあり、それを大事にしないといけない。そういう市民の声を大事にしなければ、市長や議員の政治生命に関わるわけです。みんなで議論したものを、市長が無視したとか、議員が本気で取り組まなかったとなると、極端な話、選挙で投票しないということになります。それは当然、主権者である市民の権利ですから、そういうこともあり得るわけです。という形で最高規範性が出てくるのではないかと思います。

ただ、委員長も、法律的には条例のひとつが最高規範というのは学説的にはないかもしれないが、政治的な重みがあるといつも言われており、そういうことだと思えます。そういう意味できちんと議論して、法律の文面のたたき台をつくり上げるというのは、すごく重要なことだと思えます。

最高規範性で、もう一つ付け加えますと、多くの条例がありますが、最高規範ということは、例えば、ここへ市民参加や情報公開などの原則を打ち立てますと、それに反するものがあると問題になります。ここで情報公開と言っているのに、情報は原則として公開しないと云ったら非常に問題がある。それは、それなりの理由があれば別ですが一般的には許されません。そういう意味で、こちらが上位になるというか、基本的なこれをもって全条例をチェックしないといけないことになります。情報公開、市民参加、協働というものが入りますと、他の条例もそれに反していないか、そういうチェック機能をひとつにまとめて、まさに西脇市の自治体としての運営の仕方のチェックリストにもなるということだと思えます。そういう意味で、これは上位で、これに反する条例を定めることはできないという文言が入っているところもあります。

ただ、法律学的に言うと、矛盾することはできませんから、そういうことは無いでしょうが、無意識的に合わないものが出てくる可能性があります。そういうときには、自治基本条例できちんとチェックしていくので、そういう意味で最高規範性ということが言えると思えます。

位置付け、最高規範性についてご意見ございませんか。

(委員)

そのものズバリだと思います。他の条例にどんなものがあるか、よく分かりませんが、他の条例が独立して、また、これも独立していて、そのへんの相互作用というのはどうでしょう。

(部会長)

もちろん条例としてはそれぞれ独立していますが、自治体の中の条例ですから、それは相互作用があるわけです。体系として矛盾があってはならないし、全て関連していますし、自治基本条例が一番ベースのことを議論しますので、大概どこかに関わってきます。

(委員)

自治基本条例で最高規範性を持たせるということは、今、市が持っている条例をこれに合わせて見直さないといけないことになるのですね。

(部会長)

はい、まさにチェックの基準になるということです。場合によっては非常に古い、誰も忘れていて使われていない条例に情報公開しないというのがあるかもしれません。あればそれを直さないといけませんし、使うことのない条例なら廃止すればいい。そういう意味で規範性というのが、非常に大事なことで、前回ここで議論した原則や理念は、非常に大事なことです。

(委員)

他市の条例で、「最高規範である」と謳っている市と、「最大限尊重しなければならない」と謳っている市がありますが、その違いは何ですか。

(部会長)

条例は全部同等で上下がないという法学的な話がありますので「最高規範」として上下をつけると、学說的に困ると捉えたところは、「尊重しなければならない」と書いているし、市民で決めたものだから最高規範でいいと考えれば「最高規範」と書いているということで、意味的には変わらないと思います。いずれにしても最高規範として最大限尊重してもらわないと困るわけですから。

(委員)

各条例がバラバラであったのを、統括するという意味もあるのでしょうか。

(部会長)

そうです。自治基本条例は、メニューの一覧みたいなもので、行政の、例えば、パフォーマンスに関する一覧、コンプライアンスをしないといけないことなどの一覧でもあります。「行政職員は誠実に働かなければならない」と書いているところもありますから。議員に対してそう書いているところもあります。また、「市民は市民として、まちづくりに参加しよう」という規定もあります。

(委員)

自治基本条例に「最高規範である」という言葉を入れたらこの条例は「最高規範」として、みんなに認めてもらえるのですか。

(部会長)

本当のことを言えば、入れなくても自治基本条例はやはり最高規範だと思います。そういう位置付けでつくるものだと思いますが、明確にするためには、条文の中のどこかに入れておくことが大事だと思います。

憲法は頻繁に変えると困るので、非常に改正も難しくなっています。自治基本条例の場合はもう少し柔らかいかもかもしれません。あとで見直しのこと少し議論しますから、どう見直すかということも入れておかないといけない。特に生活に密着しまするので、状況が変われば規定も変わる可能性があります。

最高規範性についてはこれぐらいで、先ほどの「尊重しなければならない」という文言を入れるかどうかはバランスを見ながらにしたいと思います。

最高規範性については、チェック機能があることをご理解いただきたい。

次に体系化。体系化というのも位置付けと似ています。要するに、自治基本条例をトップに他の条例を体系化しましょうということで、これは条例の中に書いてあるところと書いていないところがあります。自治基本条例に沿った体系にしなければならないとか、これを守らなければならないと書いているとこ

ろがありますが、基本的には自治基本条例を最高規範と言った以上、体系化は前提であると思います。これも言い方だと思います。

もうひとつは、自治体の政策の中で自治基本条例というのは、ひとつの物事を決める、運営のためのルールですが、一方で自治体は何をするかということのベースとして総合計画があります。総合計画は10年間程度の自治体の大きなまちづくりの方向を決めるもので、前期計画や後期計画、見直しなどをやっています。体系化の中にも総合計画との関係性というものがあり、政策を実施するという計画ですが、自治基本条例は、そういう動かし方のルールを決めるもので、性格は違いますが、やはり自治体としては、ある種の両輪みたいなものです。

総合計画は首長が代われれば、変わることがあります。もちろん、首長もマニフェストを出して選挙で市民が選んだということですから、基本的にそのマニフェストの方向で市政を動かしていくことは当然です。総合計画は10年程度で、その間に市長が何人代わるか分かりませんが、大きなことを決めていても、人によっては前の計画をご破算にして新たに作り直すこともありますし、修正しながら行くところもあります。

ただ、自治基本条例は、市長が代わったから「これは嫌だ」と言って止めるというものではありません。勿論、「自治基本条例があつて邪魔や」という人が出てくるかもしれませんが、議会で決めますから、自分で勝手に廃止することはできません。そういう意味では重みもすごくあるわけで、最高規範性を決めておくことは、見直しのところで関わってきます。

だから、そういう大きな政策が見直されたときは、総合計画は変更です。あるいは期限が来て新たに次の5年なり、10年なりを決めるときと、自治基本条例の見直し、チェックをする時期を一緒にするというのはあると思います。自治基本条例も時代に合わせて見直しし、進化していかないといけないものですから、その進化する時期を総合計画の見直しと連動させる考え方もあります。

関連しているので、見直しまで入ります。見直しもそれぞれの条例で入っているところが多いですが、やはり時代によって市政運営のルールというのは変わるだろう。ですから、具体的に書いて、旧来の発想に固執するだけではないので、ある程度の時点で直していかないといけないというので見直しの項目が入っていたりするわけです。

例えば、情報公開の範囲をもっと広げるとか市民参加の範囲をもっと広げていくなど、色々考えられるところがあると思います。見直しは、多分憲法以上に自治体の中では必要だろうと思いますが、毎年変えるというものでもないの、その時期をどうするかということのも必要です。

最初は、近い時期に見直してから、長いスパンでというパターンもあります。最初からあまり先に見直すということにしてしまうと、問題もあるので、最初は比較的近い時期で3年ぐらいと書いてあるところもあります。

(委員)

事例では4年が多いのと、社会情勢によりということもあります。

(部会長)

社会情勢というのはよく分からないですけど、少なくとも、それ程遠くない時期に見直した結果、変えなくていいということはありません。それはチェック

するということですから。多分それは、こういう委員会などをもう一度つくって、そこで議論するということになると思います。

(委員)

そうすると4年ごとに、改正するかどうかは別で、検討するわけだから、そのまま移行もあり得る。変えないといけないということはないわけですね。

(部会長)

検証して、それからどうするかということです。ただ、この検証の仕方に書き込むことがあるとすれば「市民参加で検証する」ということです。

(委員)

手法というか、例えば、誰がするのかとか住民投票するとか、そういう手法というの、やはり見直しの中へ入れないといけないです。

(部会長)

このあたりは結構、具体的な話になりますが、年限というのは入れた方がいいか、そういう「時期」という、抽象的な言い方がいいですか。

(委員)

4年というのは、なぜ4年ですか。

(部会長)

これも社会状況の変化ということだと思います。

(委員)

市長の任期が4年

(部会長)

市長の任期が4年というのは、たまたま4年というだけで、これはスタートが同じでないで、ひとつの目安で、議員も4年です。要するに4年間やっていけば必ず1回、どこかで見直しに参加できるということもある。それは民主主義の考え方としては、適切かもしれません。

(委員)

先程言われていた総合計画との関連というのはどうですか。

(部会長)

総合計画の改訂の時期も見直しの時期にしていいかもしれません。総合計画は、今は法律で義務付けられていますけれども、その法律が変わる可能性が高くて、義務付けが無くなるだろうと言われていています。ただ、無くなるなら総合計画をつくらなくてもいいかという、そうではなく、やはり計画はきちんとしないといけないということで、総合計画を扱った部会では、その議論をしていただいています。総合計画は、法律で外されたからなくなるのではなく、ここで「総合計画をつくります」と入れていたら、総合計画の意味もすごく重くなる。そうすると、この時期と合わせるというの、ひとつの考え方ではあります。ただ、改訂の時期は、任意で決められます。総合計画の中で何年ごとに改訂しなければならないというのは入っていません。入らなかつたら10年先かもしれないし、15年先かもしれません。15年に一度というのは、見直しの時期としては長すぎるということもあり、何年以内ということと両方書いて、「何年以内だけでも、総合計画の改訂時期にもやる」というふうにすればいいと思います。何年以内というのは、やはり4年かな。自治体はどうしても4年サイクルで動きますから。3年というのは少し早すぎるような気がしますので、

4年ぐらいにしておきましょうか。また、条文にして、全体のバランスで考え直してもいいと思います。これは総合計画の改訂の時期かどちらか早い時期に見直すと、見直しを検証します。あとは誰が検証するのかという手法ですが。
(委員)

「委員会を立ち上げて」と明記してしまうかどうかで、委員会をつくらないといけないことになります。

(部会長)

基本的に市民参加というのは、多分、原則に入りますから、それを無視してやるのはいけないから、手法も市民参加が原則になると思います。第三者委員会をつくってという話なども、勿論、そこでは市民参加ということもあると思いますが、あまり細かい組織まで決めてしまうと、自治基本条例としてはふさわしくない。多少、融通が効くようにしながら、きちんと市民参加なりを検証するというのでいいのではないか。市民参加という言葉も何らかの言い方で入れれば問題はないし、特に検証して、どうということはないでしょう。

(事務局)

検証のところで名前は色々ですが、例えば熊本市のように自治推進委員会という第三者機関をつくって、自治基本条例がきちんと運用されているかどうかを見守るところもあって、最近の事例では謳われているところが増えていきます。

(部会長)

検証の機関として、西脇市では、総合計画推進市民会議というのがあって、その進捗状況を年に数回チェックしています。

自治基本条例も専門的などころというよりも大きなところをチェックする。あるいは、原則で協働や市民参画が市政全体でどの程度進んでいるかということや、年に1回ぐらい議論し合う場というのが欲しい。そういう意味で進行管理ではなく、熊本市でいう自治推進委員会。要するに自治基本条例をもっと広げようと。議会を通っても、市民の方にもっと知っていただくことが必要なので、フォーラムを開催したり、市民に分かりやすいパンフレットを配るなど、そういうことをする機関があってもいいのかもしれませんが、どうですか。

(委員)

おっしゃったように、みなさんに知ってもらおうPRはしないといけません。ただ、総合計画というのは、ある程度具体的にこれをするということが入っていて分かりますけど、自治基本条例の場合は文言が殆どだから少し分かりにくい。

(部会長)

確かに、少し分かりにくいかもしれませんが。普及というか、PRは大事だと思います。場合によっては、何か矛盾が出てきたときに議論するとか。

そういう組織をつくって、年限が来たら検証をしないといけないというのはあるのかもしれませんが。ただ常設の機関をつくって、それがこれに当たるのかどうかというのは、そこまでは書かなくてもいいと思います。というのは、その見直しの時期に検証する人が、いつも関わっている人の方がいいのか、別の人がいいのかについては、よく分かりません。ずっと同じ人がやっていたら、中身がよく分かっている、次の見直しのときも議論が深まるのは確かですが、一方、新しい見方というのをもっと入れないといけないというのがあり

ます。そのへんで、どちらがいいのか。具体的なところは要綱なり他へ任せて、大きな枠だけここで決めた方がいいのかもしれませんが。

(委員)

要するに、見直しの時期に市民の総意が反映できたらいいわけです。だから、前の理念の議論の中で、基本的に出てきているのは、ここへ来ている人は意識があるけれども、意識のない人たちをいかに巻き込むのかがひとつの主題だということになってくる。推進委員会を常に裏に付けておくと、ある種のプロになってしまって、その人たちの見直しになってしまうからいけないと思う。見直しというのは、もっと多くの人、少なくとも、その時期の総意でもって見直さないと意味を成さないと思います。結局、ここに出ている人はいいけれども、その他の人の意見をどう汲むのかということになると、かえってそういう委員会をつくらずに、そのときにもう一回募集するか、そこに自発的に参加する人を選んでくるとかした方がいいように思います。

(部会長)

そうですね。推進委員会というか、別にここが見直しを担うというよりも、また見直しは見直しで新たにするという方向で。

(委員)

そうしないと、おかしいと思います。

(部会長)

今、おっしゃるような形でいいのかなと。その方が広がる可能性が大きいという気がします。推進委員会を書くかどうか。とりあえず、書かない方がいいのではないかな。

(委員)

規定してしまうと、それこそ最高規範で、それが生きて固定されてしまう。

(事務局)

他市で置かれているのは見直しの部分よりも、どちらかというところと進行管理の部分で、あとは自治基本条例の実効性を担保するために、そういうのを置いてという形が多い。

(部会長)

西脇市が実施した施策が情報公開や市民参加、協働などを全然無視してやっていたとすると「これはおかしい」という部分をいいとか悪いとか、こういうことをみんなで議論して、実際の見直しのときの機関というのは別にした方がいいのではないかな。

推進委員会の中で、市民の周知度などを調べてみて、それを市民に返していけばいいわけで、「この施策はこういうふうに自治基本条例をきちんと踏まえています」、「この施策は、ここが少し弱いです」などを出していけばいい。その中で、自治基本条例白書のようなものを出してみたらこれもひとつの啓発として、条例をみんなに知ってもらう手だてでもあると思います。

位置付け、体系化、見直しについてはご意見が出ましたので、あと連携は、自治体間連携と広域連携の話です。

国・県・市の関係は対等になったので、対等ということを書いているところもあります。そういう関係性もあるし、例えば災害時にお互いに助け合うということを書いたりすることがあります。具体的には、多分、色んな自治体と連

携するというのは、これから増えると思います。近いところでは隣同士の連携もあるし、災害時なら、どちらかというところと少し遠いところと連携した方がいい。あるいは環境・自然保全なら、大都会では山や自然がないので、都市部のところが静かなところと連携するという結びつきもある。農業で消費者と生産地との連携もある。ここではお互いに助け合う、市町村が助け合うというのがあります。

広域連携はこれからもっと拡大していくと思います。病院も含めて。1市で持つ必要のないものや持つのが大変なものは広域で行う。ただ、合併はせずに行政はそれぞれ独立してやるという流れです。そういう意味での連携で、条項としては多分、「連携します」というぐらいにしか書きようがないと思います。
(事務局)

書き方としては、生駒市では、他の自治体住民との連携という書き方と、近隣自治体との連携と広域連携の3つの条文を起こしています。

(委員)

連携は連携にしておかないとそれぞれ括ってしまうと、縛られてしまいます。

(部会長)

大きく連携と書いておけばそれでいいと思います。具体的に〇〇の連携をするということまで書く必要は特にはないです。それは時と場合によって色々出てきますから。あと、西脇の介護保険は単独ですか。

(事務局)

介護は、西脇市と多可町による事務組合です。

(部会長)

介護保険ももっと大きくしないと、やっていけません。

広域連携というのは、世の流れですから。それはもう大前提になると思います。条文としては特に、特段の新しさというのは無いです。住民との連携というのがありますが、これはある意味で書いても書かなくても同じです。みなさん方は、むしろ勝手に連携していますから、言われなくてもやりますが、そういうのを支援するというのもないわけではないですけど。

他の自治体住民との連携を書きますか。書いても構いませんけど。住民との連携というのは当たり前で、別に規定したからと言っても、どうこうということはないような気がしますし、これは特に、書かなくても差し支えは全くないような気がします。もう一方の、県とか国との対等の関係は入れた方がいいと思います。これは地方分権の大原則で、国の政府、地方政府、広域地方政府と狭域地方政府ですから、「対等」と地方分権一括法で言われています。普通の自治体、市とか町同士の関係ももちろん対等というのがあります。

この部会の検討項目はこれくらいかと思いますが、他にご意見があれば、出していただきたいと思います。先程みたいに総合計画の話でももちろん構いません。

連携でも、連携することができるというふうに軽く収めるか、もう少し積極的に連携しようという立場を書くかということで、そんなに違いはありません。

(委員)

行政の効率化から言っても避けて通れないので、積極的に連携はとらないといけないと思います。

(部会長)

できるだけ連携できるものは、広域連携した方が多分、効率的に運営できるし、コストダウンもできるという期待が持てます。

連携をもう少し広げて、国際交流はやっておられますか。

(委員)

レントン市と姉妹都市です。

(部会長)

国際連携、国際協力を入れるか、入れないか。国際協力は何か事例がありますか。国際協力というのは、多文化共生というのがあれば、連携のあたりに入ってくる可能性あります。外国人の多い自治体なら。

(事務局)

国外の都市と書いてあるところもあります。特に、今の地球環境の問題になると、そういうことが出てくるので。触れるだけになるかもしれませんが。

(部会長)

国際協力は場合によればあると思います。大阪市は水道の技術が世界的に優れているので、中国あるいは東南アジアの国へ行って技術指導をしています。交通の技術も高いので、交通の指導なども。

西脇市も、外国へ指導に行くことがあってもいいので、国際連携は、とりあえず言葉として挙げて、また全体で見てもらいましょうか。

ただ単に姉妹都市をつくるよりは、こちらで提供するものがあつた方が嬉しいし、楽しいです。世界に貢献できる何か、例えば、釣針や播州織の技術。そういう技術が欲しいというところがあると思いますので。

場合によっては、フェアトレードで、途上国の服とか鞆とかを買ったりしています。でも、そういう技術をもっと向こうに教えて、質が高いものをつくれるようにしてあげた方が、向こうの人は所得が上がりますし、国際協力にもなるという気もします。そういうのを含めて市民としては応援、推進しましょうという姿勢が出れば。これは、強制する話ではないので、「そういうことをやりましょう」という姿勢が示されていればいいということです。

多文化共生の議論は全然していませんが、浜松市などのように外国人の多いところならともかく、他市でも書いてあるところはそれほどありません。

(委員)

生駒市が書いています。

(部会長)

伊賀市や名張市なども、外国人は結構多いです。伊賀市も地域の自治協がきちんと多文化共生の色んな取組を行なっています。

入れるとしても、原則か頭の方に入れるぐらいです。条項として挙げるというのも、なかなか、どこに入れたらいいかというのが分かりにくいです。

状況が、浜松市などのような所であれば、絶対入れないといけませんけれども。いくつかのそういう価値を並べるひとつに共生というのも、今の時代いるのではないかという気がします。参政権をここで決めるわけではないので。将来的にはそんな話も出てくるかもしれませんが。地域によっては、外国人が4分の1ぐらい居るところなら、自治参政権の議論も出てきますが、それはまた先の話です。

多文化といっても外国人と日本人との場合もありますし、本当は国内でも文化がそれぞれ違うという説もあって、例えば手話も、言語体系が話し言葉とは違うけれども、それもひとつの文化だと捉えて、そういう文化も一緒に大事にしましょうという話もあります。そういう人たちにとっては大きなことでしょうから。それは西脇の文化を大事にします、お互いに大事にし合うということと同じですから。そうでないと、兵庫県全体を考えたら西脇市は小さいから、「西脇の文化なんかいらん」と言われたら、それは困るわけです。

その他で「策定プロセス」というのがあるのですが、これは条例とは別の話になりますが、最高規範性を担保するために「住民投票をやれ」というようなこと言う人もいますし、基本的にはもっと市民参加がきちんとできているかどうか重要な話だと思います。

これは別に条例でどう決めるかということよりも、この流れで沢山の人が部会の際に議論して、まとめて、それでまた全体で議論する。それでパブリックコメントやフォーラムみたいなこともやるのですか。

(事務局)

フォーラムも考えています。

(部会長)

先程おっしゃったように、専門的などころだけを議論しても広がらないので、やはり、そういう人も場もいる。もっと広い場で議論しないといけないこともあるので、フォーラムなどの形でしっかりと議論をしないといけない。

市民の総意と言っても、100%ということはありませんので、ある程度の人が聞いているというレベルまでいけば、かなりのものだと思います。少なくとも、こういうものがあるということだけ知っていただけたら。

あるということを知っていただくだけでも、すごい進歩なので、そういうようなことを策定プロセスから是非、盛り込んで、全戸配布の広報紙に、「こんな、やっていますよ」と載せるなど色々と事務局で考えていただいていると思います。みなさん方も、アイデアがあればドンドン出してください。

(事務局)

現状では、できてない状況です。

(部会長)

事務局ができなかったら、みんなでやるのもいいですよ。検討委員の有志が集まって、「こういうPRする会をします。フォーラムをします。」って。

説明会をされてもいいと思いますし、そうするとおもしろい動きが出てくるかもしれません。PRをすれば行政が言うよりも効果があるかもしれません。

(委員)

違う意見やとんでもない意見が出たりするかも知れない。

(部会長)

そうなれば、みなさん方はそれに反論しないといけない。「そんな、とんでもない考えは間違っています」と。そういう意味でも勉強になります。

(委員)

やってみたら面白い、気の付かないことも出てくるかも知れない。

(委員)

時として、エアポケットみたいなものがあって、そこを指摘されてというの

がないとは言えないです。

(部会長)

他の自治体で、「その言葉がおかしい」と指摘されて、そのとおりであったところがあります。事務局が「それなら直します」と。そんなところが出てきますので、沢山の人に問うということは、すごく大事なことです。

委員の意見というのは、やはり大事なことで、委員の指摘で「そうやな」ということも結構あつたりしますので、さすがというところもありますが、当然勉強されていますから。

(委員)

宍粟市でも自治基本条例を検討しています。それと議会の中で、議会基本条例というのでも決めています。それを西脇市でもやるのですか。

(事務局)

その動きはあります。

(委員)

その関係というのは、どうなるのですか。

(部会長)

これは正式な見解ではないのですが、自治基本条例の中に議会基本条例が含まれるのではないかと。議会も含めた全体が自治体政府ですから。

議会の運営の仕方とか、議会の人々の規律とかそういうものをきちんと決めるというのは、議会基本条例でやればよいと思います。自治基本条例であれば勿論、議会のことを入れるので。

(委員)

前のときに、当然入れると出ていましたね。

(部会長)

細かいところはもちろん、議会の中で議論しないといけないところもありますから、そちらへ任せるとして、大きな枠は当然入れるべきだと思います。それは議会のことが何も書かれていない自治基本条例というのは、おかしいので。

最終的に決めるのは議会ですから、あまり細かいところまで書きすぎると議会も困るので、そこところはバランスです。

議会基本条例は、議員が基本的に決められますけれども、本当は議会が市民を集めて、委員会をつくって議論してもらい、それを議員が受けて条例をつくる。本当はそうなれば、かなり最高規範に近づくとおもいます。残念ながら、大概そんな形でつくられていません。本当は、そうしないといけないと思います。

やはり議会の中の話で、市の理事者側とのやりとりなどをどうするかという、反問権や討論することが原則であるということを書き込むなど、議会の中での運用の仕方をきちんと議会基本条例で定めたりするということがあります。

西脇市の場合、どうされるか知りませんが、議会のごとは、広いところで議論していただけたらもっといいものができると思います。

全く別物であっても、連携できるのであれば連携して、本当は議員の方もここに来て、一緒にみなさん方と議論するのが一番いいです。

第一段階はそういうふうにして、次、前文の方へいきます。

前文ですが、前文は条文と違うので、別に法律的にどうのこうのという話はあまり無く、枕詞なので、基本的に自由に書けます。つくったときの思いとか、

やはり自分たちのまちで、まちの最高規範をつくるという、そういう思いを出していただいたらいいかなと思います。

地域特性が出るのはそこです。本体は、あまり地域特性というのは条文を見ただけでは分からないですけれども、前文は地域で全然違うというか、お手元に事例を配っていますけれども、それぞれ違いますね。

よくあるパターンは、その地域の歴史や自然などの資源、地域の誇りになると思われるようなことを挙げて、「〇〇のまちだから」、「〇〇のまちをもっとよくしていきたいから」これをつくるという、そういうような思いを訴えることが多いと思います。

合併したまちだと、結構大変で、それぞれを入れないといけないです。ここは2つだけですが、でも入れるとすれば、それぞれ気配りとして、両方を入れないといけないという気がします。

あと、何を入れるか。最初は自由に入れるものを考えていこうかなということで。まず、ワークショップでそれぞれ、「こんなものを入れたらいい」ということを他市の事例も参考にして書いていただきたい。分量的には、明石市は少し長すぎるかな。

(委員)

長いけど、柔らかいです。

(部会長)

言い方も柔らかくしてもいいと思います。本体の条文も、ですます調でも構いません。政令市でも、新潟市は、ですます調で自治基本条例が書いてあります。しかし、前文は、特に、ある意味で、格調高く書いてもいいですね。

まず、それぞれの思いを、地域の資源でもいいし、西脇を「こんなまちにしたい」という最初のワークショップを思い出していただいて、こんなまちにしたいというところ、あるいはその思いとか、思いつくものを出し合ひましょう。

もちろん、目的や基本理念、基本原則に入っていることを入れても構いません。

法律用語、条文に入りにくいものをここに入れるということになっています。例えば「共育」です、共育というのは法律用語には使えませんけれども、前文に入れるのならじっくりくる、文章を上手く書けば入るといふ気もします。そういう意味では、前文というのは、わりと柔軟にいけるといふ思います。

日本のへそとか子午線などを入れてもいいし。元々総合計画のときも子午線を入れるか入れないかで、揉めました。

それから、自治基本条例ですから、やはり自治基本条例であることの基本と言いますか「この自治体は、どのようにしてみんなでやっていくのか」という部分を入れてください。自然だけでは前文になりませんので。

【ワークショップの意見】

(部会長)

「市民の誇り」とか「西脇市とは」。「まちの目標」は市民の目標とするもので、大体でいいです。それから「自治基本条例の目的」。これらの項目ごとに、こういうことですよというのを言ってください。

(委員)

まずは、どの事例を見ても、特徴が書いてあったので、「7割を占める山林、そこに流れる3本の川、環境に応じて産業と文化を育んだ」。

(委員)

目的ですけど、「市民と共に多様な主体による特色のある地域自治の確立」というようなことが欲しい。それから、総合計画に「市民が主役、地域が主体」というフレーズがあり、これは使いたいなど。

これもそうですけど、「今、地方分権の時代を迎え、市民が主体となって次世代に渡せるまちづくり」。

(委員)

「杉原川、野間川、加古川の清流のもと開けたまち」、「織物で栄えたまち」、「高校駅伝で全国的に知られたまち」、「自然豊かな温暖な気候」、「肥えた土地、酒米の生産」。それから、そういう「郷土を愛する」市民がいます。「市政にみんなで参加します」、「阪神都市に近い」、「市民が主役のまちづくり」をしましょう。

(委員)

「清流の豊かな」というのはひとつの目標みたいな感じですよ。それから「市民の総意を汲む」。「年代交流を織り成す」という、織物と一緒に人間交流を入れました。「子供たちの未来輝く」。それから、「先人の息吹を観ることが出来る」という歴史的な関係。これとよく似ているのですが、「地域文化の豊かなところ」。「色彩豊かな」というのは、これは人を彩としました。

(部会長)

「地域文化の豊かな」は具体的に何かひとつ書いておいた方がいいです。

(委員)

「少子高齢化に対応して」、「山・川・田園・自然との共生、文化」、「安全・安心、快適な生活を支え合う」、「自主・自立のまちづくりに取り組む」、「住んでいてよかったと思える」、「人権が大切にされる町として」、「日本のへそ」、「加古川・杉原川の流れ、清流」。

(委員)

「3本の川・加杉野地域」、「参画と協働」、市民としての責任というキーワードですけど、「自立した町」、「共生」、「豊かな町」、「個人の尊重」、「快適な暮らし」。

(委員)

私は西脇で育っていないので、西脇の歴史があまり分からないのですが、「へそのまち」というのはここへ来る前から知っていたので、へそのまちだから、「中心として他市町へ発信できるまちになって欲しい」という感じですよ。あと「3本の川で囲まれた自然豊かなまち」です。私はこの街並みは魅力があると思っているし、コミュニケーションも大事だと思っているので、「街並みの中に会話が響くまち」。あと横尾さんも、全国的に、外国でも有名なもので、あの有名なY字路っていうのは未来へつながる時空を走っている絵だと思うので、「横尾さんのY字路のように未来へつながるまち」。あと、本を出版している人が多いというのは、この豊かな自然が感受性を育てていると思います。また、災害に強いもあるのですが、「ライフラインがしっかりしているまち」ということと、田畑が多いので、「地産地消のできるまち」。ほかに、「自分

にできることを誰もがして、みんなが支え合えるまち」。「子供たちが市のいいところを自慢できるまち」になって欲しいなど、教育も含めて。

(部会長)

これを繋ぎ合わせたら前文できそうな感じですね。

(事務局)

「安心・安全」、「子供たちの将来につながる」ということを思いました。

(事務局)

前回言われた言葉で、「共育」。共に育む、育つ。

(事務局)

豊かな自然と「人が織りなす」とか、人と交わるという言葉。あと、気になったのが、市民憲章にみんなの思いというものが入っているかなど。

(部会長)

確かに、市民憲章の精神を受けるというのは大事なことです。

市民憲章のいいところを、大事なことなのでお互いに共通する価値というものを確認し合いました。自治基本条例の前文だけでも、そういう主たるものを入れた方がいいです。

人が織りなす。この文章だって、一言どこかに入れたらいいです。カッコいいですし、西脇らしい。

(事務局)

自然とか、今、出ている色んなことを次世代につなぐとか、地域の特色を生かしていくとか。

(部会長)

多分、前文に使うようなキーワードは、ほぼ網羅されたと思います。1回目のワークショップの記録を見ていただくと、かなり重なっていると思いますが、あれはここへつなぐためにやったので、思い出していただいて。それから2回目、3回目の目標のワークショップで、目標と基本理念、目標と定義、基本理念、基本原則をまとめたものはほぼここに入ります。目標や基本理念、基本原則を全部ここに書くことできませんが、大体ここに入って、最高規範であるこの自治基本条例を定めるということで前文が終わるのがよくあるパターンです。ここにその価値。人権や情報公開などになりますが、これまでたくさん議論していますので、これを見れば、ここにこんな言葉を埋め込んだらいいというのが多分、分かると思います。

みなさんに宿題をしていただこうと思います。みんなで作る条文ということで、前文をみなさん方の自分の言葉で書いてみてください。

あまり日がありませんが、まとめたものを、そのまま出していただいて次の議論の材料にします。次はこれまでの目的から始まった項目を条文みたいに、あるいは色んな条文の見本を並べて、それを基に議論をします。

(事務局)

前文は2週間後の10月6日までに、事務局まで提出してください。

(3) 次回の予定 平成22年10月14日(木) 午後7時30分から